

食品安全委員会第 251 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 8 月 21 日（木） 13:57～14:31

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

- (1) 野田内閣府特命担当大臣（食品安全）挨拶 (P. 2)
- (2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について (P. 5)
 - ・農薬 2 品目
 - ①スピロテトラマト ②ダイアジノン
 - (厚生労働省からの説明)
- (3) 農薬専門調査会における審議状況について (P. 7)
 - ・「クロフェンセット」に関する意見・情報の募集について
 - ・「フルフェンピルエチル」に関する意見・情報の募集について
- (4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について (P. 11)
 - ・農薬「オキサジクロホメン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「ゾキサミド」に係る食品健康影響評価について
- (5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 7 月分）について (P. 13)
- (6) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(内閣府)

野田内閣府特命担当大臣

(説明者)

厚生労働省 國枝基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

資料 1－1 食品健康影響評価について

資料 1－2 「ダイアジノン」及び「スピロテトラマト」の食品安全基本法第 24 条第 1 項の規定に基づく食品健康影響評価について

資料 2－1 農薬専門調査会における審議状況について<クロフェンセット>

資料 2－2 農薬専門調査会における審議状況について<クルフェンピルエチル>

資料 3－1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<オキサジクロメホン>

資料 3－2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ゾキサミド>

資料 4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 7 月分）について

6. 議事内容

◆見上委員長 それでは、ただ今から食品安全委員会第 251 回会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から、國枝基準審査課長に御出席いただいております。

(1) 野田内閣府特命担当大臣（食品安全）挨拶

◆見上委員長 本日は、先般の内閣改造により、食品安全担当の内閣府特命担当大臣に就任されました野田聖子大臣に御出席いただいております。

本日は、1、2 分早いんですけれども、お忙しい大臣なので、なるべく早く仕事に就いていただきたいと思います。

早速ですが、まず、野田大臣から御挨拶をいただきたく存じます。大臣よろしく願いいたします。

◆野田大臣 今日は、食品安全委員会に出席させていただき、委員長を始め、委員の諸先生方へ御挨拶の機会を作っていただきましたこと、誠にありがとうございます。

また、先般は大変猛暑厳しき中でしたが、わざわざ大臣室までお出掛けいただきまして、激励を賜りました。心から感謝を申し上げます。

今日は、改めて福田改造内閣で、食品安全という大変大切なおかつ責任の重いお仕事を拝命いたしましたことを御報告申し上げるとともに、委員長を始め、委員の先生方の御指導を仰ぎつつ、しっかりと食品安全政策を進めていきたいをお願いに上がりました。

先般も御説明いただきましたとおり、本当に大切なことは、委員長を始め、委員の皆様方がおっしゃっていた「絶対はない」という前提に立って、新しい手法を用いて、私たち国民の食の安全について、科学的知見を持って、中立的な立場で公平に行っていくことである旨を伺いまして、有り難いなと思うとともに、口で言うのはたやすいけれども、なかなか大変な作業であるということを実感させていただきました。

食は命そのものです。私たちどんな人間であれ、食がなければ生きていくことはできないことを、しっかりとリスクを把握しつつ、多くの消費者・生活者が選択していくことができるよう導いていかなければなりません。そのためには、委員会のますますの御活躍が大切だと思っています。

今日はなぜ急いでいるかというと、本日は「子ども霞が関見学デー」というものがございます。子供たちが親御さんと一緒に大臣室に来てくれるんです。私は食品安全を始め全部で21の担当大臣です。今日は朝から原子力の仕事をし、消費者行政の仕事をし、こちらに出掛けさせていただいております。

今日、子供たちにどうしても伝えたいことの1番は、食品安全委員会が取り組んでいるこの仕事について、小さなころからリスクとか、絶対はないことを教え、将来すばらしい消費者となり、日本を支えてもらいたいなという思いです。そこに同じものがありますが、大臣室にもパネルを陳列させていただきまして、私は偉そうに委員長を始め委員の先生方に成り代わって、子供たちにそういうことを教える機会を作らせていただいたところでございます。

また、委員会は平成15年にスタートし、今年で5年目の節目を迎えておられ、委員会自体も更なる改革に向けて取り組むという話も承りました。

私は、消費者行政も担当しておりますが、何から何までが消費者の活動なんです。食品は勿論そのメインであり、いろいろな製造物からサービスまですべてが消費者活動です。何ととっても食は、先ほど申し上げましたように、命そのものでありその中核にあります。このような中でこれまでの御努力のお陰で食品安全についての理解が深まってまいりました。

更に、今後予定されている消費者庁が設立されることによって、なお一層委員会が光輝く本当にすばらしい存在になっていただけるよう、今、食品安全と消費者行政を担当させ

ていただいております。両方の連携を取りつつ、更なるパワーアップができるような環境を作っていきたいと思っておりますので、どしどしおしかりなり、御批判なり、御意見を賜って、どのくらいできるかわかりませんが、精一杯、120 %の力を尽くして委員会をサポートしていきたいとお誓い申し上げる次第です。

いろいろしゃべりたいこともたくさんありますが、皆さんそれ以外のことをお聴ききになりたい方のお集まりだと思いますので、私の方から決意と、委員の皆様方への感謝の気持ちを述べさせていただきました。

今後ともよろしくお願いいたします。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。食品安全委員会におきましては、創立5周年という節目の機会に、委員会の業務や機能の在り方について見直す予定になっております。そのためにも大臣には是非御指導、御助言をいただければと思っております。今後とも本当によろしく願いいたします。

◆野田大臣 よろしく願いいたします。

◆見上委員長 大臣はこの後、先ほどもお話がありましたように、御公務でお忙しい方でございますので、ここで退室されます。

本日は御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

◆野田大臣 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(野田内閣府特命担当大臣退室)

◆見上委員長 それではお手元にございます「食品安全委員会(第251回会合)議事次第」に従いまして、引き続き本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は全部で7点ございます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」。その関連資料として資料1-2。

資料2-1及び資料2-2が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料3-1及び3-2が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料４が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 20 年 7 月分）について」で
ございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関から の説明（農薬）
--

◆見上委員長 それでは議事に入らせていただきます。

最初に、「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関
からの説明について」でございます。

資料 1－1 にありますとおり、8 月 18 日付けで、厚生労働大臣から農薬 2 品目について、
食品健康影響評価の要請がありました。厚生労働省の國枝基準審査課長から、説明があり
ますのでよろしくお願いいたします。

◆國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。

それでは、資料 1－2 に基づきまして御説明したいと思います。

本日、食品健康影響評価をお願いするのは、「ダイアジノン」及び「スピロテトラマト」
でございまして、食品安全基本法 24 条 1 項の規定に基づく依頼でございます。

経緯でございますけれども、農薬ダイアジノンにつきましては、本年 7 月 30 日付けで魚
介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところでござい
ます。

また、農薬スピロテトラマトについては、本年 7 月 11 日付けで「国外で使用する農薬
等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」、いわゆるインポートトレラン
スですけれども、これに基づき残留基準値の設定が要請されたところでございます。

これらの剤につきまして、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たりまして、食
品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものでございます。

評価を依頼するものの概要でございますが、まず「ダイアジノン」でございます。

本薬は有機リン系の殺虫剤ということで、アセチルコリンエステラーゼを阻害すること
により殺虫効果を発揮するものでございます。

本年 7 月現在で水稻、大豆、キャベツ等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準値
が設定されております。

ポジティブリスト制度の導入に際しまして、国際基準及び海外の基準（米国、豪州、カ

ナダ、EU及びニュージーランド)を参考に新たな基準を設定しております。

今回は魚介類への残留基準値の設定を申請しているものでございます。

これは本年の7月に、鳥取県の東郷池産のしじみで一律基準0.01ppmを超えるダイアジノンが検出されたということに対応するものでございます。

国際的にはJMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量(ADI)として0.002mg/kg体重/日と設定されております。

本ダイアジノンにつきましては、暫定基準値が設定されておりますが、これに関連する食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく評価依頼については、後日改めて行う予定としております。

次に「スピロテトラマト」でございますけれども、本薬は、環状のケトエノール系の殺虫剤ということで、アセチル補酵素Aカルボキシラーゼを阻害することにより、殺虫効果を発揮するものでございます。国内における登録はございません。

今回、ばれいしょ、はくさい、トマトなどに残留基準の設定が要請されているものでございます。

国際的には、JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

「3.今後の方向」ということでは、食品安全委員会での食品健康影響評価を受けた後、薬事・食品衛生審議会において、これら2農薬の食品中の残留基準値の設定について検討することとしております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

◆廣瀬委員 今回の記載事項とは直接関係ないのかもしれませんが、我々、農薬の評価に際しては、土壌あるいは植物残留試験、毒性試験を評価していくわけですが、これらの試験はすべて原体で行われています。

今日のダイアジノンを含めて最近の幾つかの農薬では、マイクロカプセル化されて、長期間安定した効力が発揮されるように設定されている農薬が多くなっていると思います。

こういう場合は、当然試験のデータが変わってくると思うんですが、実際に厚生労働省あるいは農林水産省で使用基準あるいは残留基準を設定する際には、このマイクロカプセル

化されているということも考慮して、そういう基準をつくっていくんでしょうか。

◆**國枝基準審査課長** まず、毒性の面で言いますと、慢性毒性などでは原体が通常でしょうけれども、急性、亜急性等については、恐らく製剤でもやられていると思います。

残留試験については、個々の製剤について行っていると認識しております。

◆**見上委員長** よろしいですか。

◆**廣瀬委員** マイクロカプセル化された製剤があった場合には、それで行われているということですね。

◆**國枝基準審査課長** はい。

◆**廣瀬委員** わかりました。

◆**見上委員長** 外にございませんか。

それでは、本2件につきましては、農薬専門調査会において審議することといたします。
國枝基準審査課長、どうもありがとうございました。

(3) 農薬専門調査会における審議状況について

◆**見上委員長** それでは、次の議事に移らせていただきます。

「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。事務局から説明願います。

◆**北條評価課長** それでは、資料2-1と2-2に基づいて御説明いたします。まず、資料2-1の「クロフェンセット」の評価書（案）について御説明いたします。

評価書（案）の3ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、この農薬につきましては、国内登録はございません。ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、2005年11月に暫定の残留基準値が設定されております。

今回の要請につきましては、2007年6月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健

康影響評価について要請があったものでございます。農薬専門調査会におきまして2回御審議いただきまして、評価書（案）が提出されたものでございます。

評価書（案）の6ページ、「開発の経緯」に記載がございますように、クロフェンセットは、植物成長調整剤であるということでございまして、花粉の生産を阻害することで、品種間交雑をしやすくするために用いられるというものでございます。

7ページ以下に「Ⅱ．安全性に係る試験の概要」がまとめられております。

今回の評価につきましては、米国の評価書を基に毒性に関する主な科学的知見を整理したものでございます。

まず、「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いました試験成績が提出をされております。クロフェンセットは速やかに吸収、排泄されるということでございます。

また、クロフェンセットは、ほとんど代謝されずに排泄され、親化合物が尿中に90%程度、残りが糞中に排出されるという結果が提出されております。

その外、畜産動物といたしまして、ヤギ、ニワトリを用いた試験成績も提出されております。

「植物体内運命試験」につきましては、小麦を用いた試験成績が提出されているところでございます。

「土壌中運命試験」の成績によりますと、クロフェンセットは、分解速度が非常に遅いということでございます。

圃場におきましても、土壌中の推定半減期は25日ないし66日と算出されているということでございます。

光分解試験におきましても、クロフェンセットは、安定であるという結果が得られております。

「毒性試験」につきましては、9ページ以降に「急性毒性試験」以下の成績がまとめられております。

本農薬の毒性の特徴といたしましては、10ページ以下の「亜急性毒性試験」以下の成績を御覧いただくとおわかりになりますように、ラットにおきましては体重増加抑制、あるいは肝臓等への所見が出ております。

特徴的なものといたしましては、イヌにおきまして、精巣に毒性の所見が出てくるという特徴のある農薬でございます。

11ページ、「2年間慢性毒性／発がん性併合試験」、ラットを用いたものでございますが、高用量でございますけれども、甲状腺C細胞腺腫の有意な増加が認められたという結

果が得られております。

また、マウスを用いました「18 カ月発がん性試験」におきましても、高用量群でございますが、組織球肉腫の発生が増加したという結果が得られております。

12 ページ、「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。

ラットを用いました「2 世代繁殖試験」の結果では、繁殖能に対する影響は認められなかったという結果となっております。

一方、「発生毒性試験」でございますが、ラットを用いた試験におきまして、胎児で第 13 肋骨の骨化遅延、あるいは第 5 から 6 胸骨分節の未化骨及び頸肋骨が増加しておりますが、母動物ごとの発生頻度に、統計学的な有意差が認められないことなどから、毒性学的な意義は低いと考えられたという結果となっております。

その他、ウサギを用いた試験におきましては、催奇形性は認められなかったという結果となっております。

また、「遺伝毒性試験」の成績、これは「表 1」にまとめられておりますけれども、すべての試験結果は陰性ということで、クロフェンセットには遺伝毒性はないものと考えられたという結果となっております。

最終的な「食品健康影響評価」につきましては、14 ページに記載がございます。

結果といたしましては、農薬専門調査会は、各試験で得られた無毒性量の最小値がイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.05mg/kg 体重/日を ADI としたという結論となっております。

続きまして、資料 2－2「フルフェンピルエチル」について御説明いたします。

評価書（案）の 3 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、この農薬につきましても国内登録はございません。2005 年 11 月にはポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準が設定されているものでございます。

今回の評価の要請につきましては、2007 年 1 月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして 2 回御審議をいただき、評価書（案）が提出されたものでございます。

6 ページ、「開発の経緯」のところに記載がございますように、フルフェンピルエチルは、ピリダジン系の除草剤でございますが、クロロフィル生合成経路中の protoporphyrinogen-IX oxidase を阻害し、植物を枯死させる。いわゆるプロテアーゼ阻害剤に分類される農薬でございます。

7 ページ以下に「Ⅱ．安全性に係る試験の概要」がまとめられております。

今回の評価につきましても、米国の評価書を基に毒性に関する主な科学的知見が整理されております。

まず、「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討されております。

投与いたしますと約 54 から 72%が吸収され、投与後 24 から 48 時間に尿及び糞中に速やかに排泄されたという結果となっております。

主要代謝経路は、エステル結合の加水分解による B の生成となっておりますが、それ以下の代謝が記載のとおり推定されております。

「植物体内運命試験」につきましては、とうもろこし及びだいずにつきまして、代謝が検討されております。

それから、キャベツ、にんじん、小麦を用いまして、残留性等についての検討が行われております。キャベツ、にんじん、小麦につきましては、残留性は低いという結果が得られております。

「土壌中運命試験」の成績によりますと、本農薬につきましては、土壌中で好氣的、嫌氣的に速やかに分解されるという試験成績が提出されているところでございます。

毒性につきましては、9 ページ以降に結果が取りまとめられております。

「亜急性毒性試験」以下の成績を御覧いただくとおわかりになると思いますけれども、本農薬につきましては、毒性が低いという特徴がございます。

ラットを用いました「亜急性毒性試験」の成績を見ても、毒性所見というものは認められなかった。

イヌ等におきまして、毒性がほとんど認められておりません。

マウスにおきまして、肝臓に所見が認められるという程度の毒性でございまして、全般的に毒性は弱いという性質の農薬ということでございます。

「発がん性試験」の成績が 10 ページ以下にまとめられておりますが、ラットを用いた試験、マウスを用いた試験、いずれの試験においても発がん性は認められておりません。

「生殖発生毒性試験」につきましても、繁殖能に対する影響、あるいは催奇形性というものはいずれも認められなかったという結果でございます。

13 ページ、「表 2」に記載がございますように、「遺伝毒性試験」につきましても、すべて陰性ということでございまして、フルフェンピルエチルにつきましては、遺伝毒性はないと考えられるという結果でございます。

以上のような試験成績を踏まえまして、最終的な「食品健康影響評価」は 14 ページに記

載がでございます。

農薬専門調査会は、マウスを用いた発がん性試験の無毒性量 39.9mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数 100 で除した 0.39mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結果になっているものでございます。

以上、2 品目につきましては、本日の委員会終了後、9 月 19 日までの 30 日間、国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本 2 件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について(農薬)
--

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬 2 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料 3-1 と 3-2 に基づいて御説明いたします。まず、資料 3-1 の「オキサジクロメホン」でございます。

3 ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、2005 年 11 月に、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値というものが設定されております。

今回の評価の要請でございますが、2007 年 3 月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。基本法 24 条 2 項に基づく諮問ござい

ます。

それから、2008年5月でございますが、農林水産省から厚生労働省へ基準値設定の依頼、これは魚介類についての基準値設定の依頼ですが、これを受けまして、厚生労働大臣より、残留基準値設定に係る食品健康影響評価について追加要請がございました。これが基本法24条1項に基づく諮問でございます。

以上、2つの諮問を受けまして、農薬専門調査会におきまして2回御審議をいただきまして、その評価書（案）につきまして、本年7月10日から8月8日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果は最後のページに出ておりますが、期間中に御意見・情報はございませんでした。

続きまして、資料3-2の「ゾキサミド」でございます。

3ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、ゾキサミドは、殺菌剤でございます。国内登録はございません。2005年にはポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価の要請につきましては、2007年1月に、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。いわゆる基本法24条2項による諮問でございます。

農薬専門調査会におきまして2回御審議をいただきまして、これにつきましても、本年7月10日から8月8日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

その結果でございますが、最後のページに記載がございますように、このものにつきましても期間中に御意見・情報はございませんでした。

したがいまして、以上2品目につきましては、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をいたしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

◆畑江委員 直接この評価には関係ないんですけども、これは米国の評価書を用いて、食品健康影響評価を実施したんですね。土壌中運命試験というのは、日本の土壌ではなくて、アメリカの土壌で調べた結果ですが、その評価を用いても、特に大きな問題とかはないんですか。

◆北條評価課長 基本的に国内登録のないものですから、アメリカで使われて、その食品が輸入されるということです。

◆畑江委員 わかりました。ありがとうございます。

◆見上委員長 外にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本2件につきまして、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「オキサジクロメホン」の一日摂取許容量を0.0091mg/kg 体重/日、「ゾキサミド」の一日摂取許容量を0.48mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成20年7月分)について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成20年7月分)について」です。事務局から説明願います。

◆角田勸告広報課長 お手元に資料4として「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成20年7月分)について」という1枚紙を配布しておりますので、この資料に沿って御報告いたします。

平成20年7月、1か月間の問い合わせ件数は71件でございました。ちなみに6月の件数は74件でございますので、ほぼ同数となっております。

内訳をみますと、件数が多いのは、③の「食品一般関係」で47件となっております。そのうち「衛生関係」が22件、「化学物質系」が13件となっております。

また、②の「食品の安全性関係」の「化学物質系」が11件となっております。

問い合わせの具体的な内容をみますと、ビスフェノールAに関する質問が、例えば、「評価はどのように行われるのか」、「妊婦に対する安全性はどうか」など数件ございました。

また、ウナギの偽装事件に関連してマラカイトグリーンについての質問や、「トランス脂肪酸についてどんな食品に含まれているのか」という質問がございました。

また、中学生から、学校の宿題として、「食品添加物で危険なものがあれば教えてほし

い」という質問がございました。

次に、資料の裏面、２ページでございますが、毎月問い合わせの多い質問についてＱ＆Ａの形で取り上げておりますが、今回は数件の問い合わせがございましたビスフェノールＡについて、「ビスフェノールＡのリスク評価が行われるとききましたが、どのような問題点があるのですか」という質問を取り上げております。

これに対しまして、「ビスフェノールＡについては、動物の胎児や子供が、従来の動物実験で有害な影響がないとされた量に比べて極めて低い用量の曝露を受けると、神経や行動などに影響が認められるという報告があり、また、妊娠動物への投与により、これまでの報告より更に低い用量からその子供に、影響がみられたとの報告がありました。

これらの実験は、ヒトの健康への影響を評価する手法で行われたものではなく、国際的にも議論があり、今後の調査研究の進展が必要ですが、影響を受けるかもしれないという対象が胎児や乳幼児であることを踏まえ、食品安全委員会では厚生労働省からの依頼に基づき、その健康影響評価を行うことになりました」というお答えをしております。

報告は、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。
よろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 外に議事はございますでしょうか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 251 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、８月 28 日（木曜日）14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、来週 8 月 25 日（月曜日）14 時から遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開で開

催。

27 日（水曜日）14 時から器具・容器包装専門調査会が公開で開催。

28 日（木曜日）10 時から企画専門調査会が公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。

以上です。